

# 会 議 録

## 1 会議の名称

みんなで創る自治基本条例市民会議 第18回代表者会

## 2 開催日時

平成19年8月21日(火)午後6時30分～午後9時00分

## 3 開催場所

上越市役所 第1庁舎3階 302会議室

## 4 出席した者(傍聴人を除く)の氏名(敬称略)

・委員(代表者)：12人中8人出席

平野通子、増田和昭、君波豊、田村安男、今井不二子、  
小田武彦、横山文男、岸本八千子

・事務局

高橋企画政策課長

池田自治推進室長、青山主任、石黒主任

笹川法務室長

## 5 議題(公開・非公開の別)

(1) 個別項目の検討(公開)

## 6 傍聴人の数

なし

## 7 内容

(事務局：青山主任)

- ・ 本日の議題は、個別項目の検討ということだが、これまでの一通りの議論を受け、皆さんのご意見を反映させ、修正させていただいたたたき台の内容をご確認いただきたい。

(1) 個別項目の検討

資料2

「11-1 改正等/条例の見直し、11-2 改正等/改正手続」

説明

(事務局：石黒主任)

- ・ 今日、お配りした資料2の最後のページ、97ページをご覧いただきたい。
- ・ それから当日配布資料の「自治基本条例に係る個別検討項目 たたき台修正箇所」も併せてご参照いただきたい。こちらについては、みなさんに資料を送付した後に、再度検討を加えた中で、ブラッシュアップしたものを載せさせていただいた。
- ・ それでは、まずたたき台について、条例の見直しと改正の手続きについてセットでお

話をさせていただきたい。

- ・ **当日配布資料**の4ページをご覧ください。見直しについては、この条例が経済社会状況の変化に合わせて見直しが必要だという考えを前提として、このような規定を設けるということで、今回はそれを条文の形でお示しする。
- ・ 条文については、資料のとおり2段構えで書いてある。
- ・ こちらについては、見直しの期間については、総合計画、市の長期計画は、5年という見直し期間を設けているということで、それに準じた形の5年で整理した。
- ・ また、その見直しを行う主体については、市長がイニシアチブをとっていく必要があるだろうということで、市長とした。
- ・ それから、見直しを行うときには市民の皆さんのご意見を聞くための措置を必ず講じるということがポイントだったかと思う。
- ・ これらについては、詳細は**資料2**の97ページの解説のとおりである。
- ・ 見直しを行った結果、実際に改正が必要だと判断された場合は、次の改正手続の話となる。
- ・ **当日配布資料**の4ページの改正手続の部分をご覧ください。
- ・ たたき台は、見直しと似たような規定になっているが、地方自治法第74条に規定される有権者の50分の1以上の連署により条例の改廃請求があったときを除くとしている。
- ・ つまり、市長の発議等の通常の条例改正手続を想定しながら、この規定を設けている。
- ・ ここでのポイントは「市民の意見を聴くために必要な措置」をあらかじめ広くするというところだったと思う。
- ・ これまでのご議論の結論としては、市長が発議するときには、慎重性が必要であり、そのためには様々な措置があるが、採るべき措置については市長の裁量にゆだねられるということであった。
- ・ こちらについては、詳細は**資料2**の91ページの解説のとおりであるが、基本的には現時点においては普遍性のある条例をつくったというのが大前提であり、安易に改正する性質のものではないが、社会情勢等の変化には対応できなければならないということで整理させていただいた。
- ・ 改正手続については、通常の地方自治法の手続に準じ、その発議の主体は市長、市民、議会の三者を想定している。
- ・ しかし、市長が発議を行う場合は、特に慎重性の担保が必要であり、市民の意見を聴くための手続を入れ、軽微な変更等も含めて、市長に何らかの措置を採らなければならないことにした。
- ・ これを条文にすると、シンプルなものとなるが、このような考え方を受けて、たたき台のように整理させていただいた。
- ・ 説明は以上だが、この見直しと改正手続について、ご意見をいただきたい。

#### 意見交換

(代表者会全員)

- ・ 前回、話し合ったことなので、先に進めてよい。

(事務局：石黒主任)

- ・ 条文の形として、みなさんの気持ちがこれでくみ取れるかというところだと思うが、ご了解いただいたようなので、次に進ませていただく。

(代表者会全員)

- ・ 了解。

## 「前文、1 - 1 総則 / 目的」

### 説明

(事務局：石黒主任)

- ・ それでは、最初に戻っていただき、前文と目的の項目についてご議論いただきたい。この二つも関連があるので、併せてご説明させていただく。
- ・ まず、前文については、資料2の5ページ、6ページをご覧ください。
- ・ 前文は、これまでのたくさんの議論が積み重なった成果だということを受け、内容は基本的には今あるたたき台のものを尊重するものとし、“てにをは”の部分、表現等で少し整理する必要があるということになっていた。
- ・ それから文章の基本的な思想や姿勢については、市民が主体となるという宣言的なニュアンスが伝わるようにしようと、前向きな表現をしようということであった。
- ・ 事務局のほうで、これらを踏まえながら、若干修正させていただいた。
- ・ 修正点のポイントについては、まず冒頭の「日本海等、山々と、大地」とある中で、「大地」だけ修飾語がついていなかったため、「実り豊かな」という平野部等を連想させる言葉を入れてみた。
- ・ 次に2行目の右側の「それぞれの歴史を刻み」という部分は多様性について述べているのでないかと考え、「多様な歴史を刻み」という表現に修正した。
- ・ 2段落目の文章については、「私たちに最も身近な自治体とそこでの自治の在り方を今一度考える契機となりました」というのは、まさに今回の市町村合併が、一つの大きなターニングポイントになったということである。
- ・ 合併とは何かとなると、自治体の形、それからそこでの自治というものについて、いわゆる団体自治、住民自治、両方の観点があることから、あえてこういう形を入れてみた。
- ・ こういった社会変化や新たな時代の幕開けといった背景を踏まえ「新たに地域が飛躍する機会」としようという言葉に表現を修正した。
- ・ また、真ん中の「新しい上越市のまちづくりにおいて」というのは、主語述語の関係がはっきりしなかったため、「私たちは」という主語を入れる前段で、まちづくりにおいて大切にしたいことを表現していると思い、こういう形に整理させていただいた。
- ・ こども若干前後の文脈を整理したわけだが、特に事務局内の整理として、「人と人、地域と地域が互いに支え合いながら」という言葉を新たに加えた。
- ・ これについては、どういうまちをつかっていこうかという前回の文章を拝見した中で、「お互いを理解し、人を大切にする心と郷土愛」というような言葉があり、市町村合併の時の基本理念に重複する部分もあったので、これを整理した結果、このような言葉を入れてみた。

- ・それから下段では「そしてそのためには」以降については、その前段でそういうまちづくりを進めていく上では「一人ひとりが、人と郷土を愛する心をより一層はぐくんでいくとともに」「身近なところから市政運営に参画し、協働によるまちづくりをすすめていくことが必要」という決意をし、「私たちは、今ここに、自治の主体としての権利と責務を改めて認識し、自主自立のまちづくりに取り組むことを決意して、自治の最高規範となるこの条例を制定します」とつないでいる。
- ・そこで、若干、文言の整理等をし、新しい言葉も入れてみたが、皆さんのお気持ちどおりとなっているか、文章表現としていかがかをご検討いただきたい。
- ・続いて目的について7ページ、8ページをご覧いただきたい。
- ・最初に資料の訂正だが、資料2の8ページの第17回代表者会の意見の中に誤植があったのでお詫びする。「自主自立のまちを実現していくという形で整理してする」のうち「して」という言葉を削除し、「整理する」と訂正していただきたい。
- ・目的については、いわゆる条文形式で、条例の中の目的とはどういうことを書くのかという問題があるが、全体の概略を表現する場合と、特に言いたいことをアピールするという二つのタイプがある。
- ・このたたき台は、その両方の利点を活かすという趣旨で整理してみた。ただし、あまり長々となってもいけないということで、簡潔な整理を心がけた。
- ・たたき台には、当日配布資料のとおりである。ここで「確立」という言葉を落としたが、「推進」とは今あるものやっていくことであり、「確立」とは新しいものをつくり上げていくということである。現状でも取組は進めているため、その上で更に進めていくというニュアンスを込めて、「推進」という表現を残させていただいた。
- ・この項目では、この条例の全体で「基本的な理念と仕組み」を書き、「市民による自治の一層の推進」を目標とし、「自主自立のまちを実現する」ことを最終目的とするということ、大きく三つのパートに分けて言い表している。
- ・前文と目的について、ご意見をお願いしたい。

#### 意見交換

(3班：今井委員)

- ・細かいことだが、前文の6行目の文言は、「新たに」か、「新たな」かどちらか。

(石黒主任)

- ・「新たに」である。

(1班：増田委員)

- ・1行目のところで、最初は、「水と緑に恵まれた四季折々の美しい自然に抱かれ」というふうを書いてあり、「大地の水」と書かれていた。
- ・そこで「大地の水」とはどう意味なのか、「大地の水」はいらぬのではないかと考えた。今まで私たちは考えてこなかったことだが、「実り豊かな大地と水と緑に恵まれた」とした方が、非常に通りがいいということに気がついた。
- ・今まではそういう考えが全然なかったが、この文言を見たときに「実り豊かな」と書いていただいたおかげで大地に恵まれ、水に恵まれ、緑に恵まれた四季折々の美しい自然と書いたほうがピタッとくるのではないかと感じた。

(事務局：石黒主任)

- ・ 「頸城の山々」の次に、「そして」からもう一度お願いします。

(1班：増田委員)

- ・ 「そして実り豊かな大地と水と緑に恵まれた」とする方が、とおりがよいのではないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 今のご意見もそうなのだが、「頸城の山々」が何につながっているのか、全然見えてこない。

(事務局：石黒主任)

- ・ これは先回の議論の中で、小田さんからもお話があったが、「日本海の恵みと、頸城の山々と、大地」である。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 要するに「日本海」には「恵み」があり、「大地」も「恵み」があるが、「頸城の山々」につながるものがないということである。

(事務局：石黒主任)

- ・ 山々の何とかということか。「日本海、山々、大地」の「水と緑」ということだったと思うがどうか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 前のたたき台なら、日本海が恵み、山々の水と緑、それから大地の水と緑、両方にかかっていたが、今のたたき台では、「頸城の山々」が完全に浮いてしまっている。

(3班：小田委員)

- ・ 「大地」に形容詞がついたためと思う。

(事務局：石黒主任)

- ・ それで、浮いたということか。

(1班：増田委員)

- ・ 「頸城の山々」が四季折々の美しい自然ということか、思い切って「頸城の山々」の恵み、山の恵み、海の恵みにしてはどうか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 海の恵み、山の恵み、大地の恵みなのか。山と平野には水と緑があるが、海には緑がないから、とりあえず今は「日本海の恵み」がそこにきている。

(事務局：石黒主任)

- ・ 「頸城の山々と大地の」という形で、逆につなげてみてはどうか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ そうすると元に戻ってしまう。
- ・ 水と緑がなければ、日本海、頸城の山々、大地の恵みで三つの恵みになるが、水と緑を入れようとするとうまくいかない。

(3班：小田委員)

- ・ 結局、結論としては「そして実り豊かな」を入れることになるか。

(3班：今井委員)

- ・ これは、なくてもよいのではないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 水と緑を消すならば、実り豊かな頸城の山々と大地の水となる。山々だって実り豊かなところがあると思う。

(1班：増田委員)

- ・ 入れるとしたら、山々の恵み、大地の恵みか。

(3班：小田委員)

- ・ そうなると「日本海と頸城の山々」の恵みとしなければならなくなる。

(1班：増田委員)

- ・ 私はそのほうがすっきりすると思う。山の恵みとは何だと山菜もあるかもしれないが、「大地」もそうである。
- ・ 大地と水と緑に恵まれた美しい自然という構成でどうだろうか。

(3班：小田委員)

- ・ 本来は、四季折々の美しい自然というのは、海、山、大地と全部にかかっているはずである。

(1班：増田委員)

- ・ 気持ちはそのとおりである。

(3班：小田委員)

- ・ 少しこれは難しい問題なので、事務局の方で、再度検討していただくということでしょうか。

(石黒主任)

- ・ 議論が尽きないので、今一度整理させていただく。他はいかがか。

(1班：増田委員)

- ・ 「少子高齢化」といっているが、他の事例では少子化、高齢化と分けて言っており、ひとくくりにしないう方がよいように感じる。
- ・ それから今さらだが、「少子高齢化の急速な進展」というのが、「新たな時代の幕開け」とするのはおかしい。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 今までのたたき台なら、「このような新たな時代」ではなくて「地方分権時代」であり、少子化の部分にはかかっていないわけである。

(1班：増田委員)

- ・ 現行のたたき台だと、「このような」となるので少子化高齢化にかかってくると思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ そうすると少子高齢化が新たな飛躍の機会かという疑問が生じる。地方分権時代の幕開けならば、それが新たな時代の幕開けということで飛躍の機会ということは分ると思う。

(1班：増田委員)

- ・ そのとおりである。
- ・ それともう一つは、少子化、高齢化と自治のあり方を再度考える機会というのはどういった関わりがあるのかという部分についても、ある程度、整理しておく必要があると思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・そこは少子高齢化というのが、ある程度コミュニティ社会の崩壊を招いているわけだから、もう1回そこを見直して自治を検討しなければならないということではないか。

(1班：増田委員)

- ・そのことが今までの行政頼りではなくて、市民自らが考えなければならないということにつながるのだ。
- ・おっしゃるとおり、その辺のところは、共通認識を持っておく必要があると思う。おそらく皆さんお持ちだとは思いますが、単純なことだが、そういう質問が出てくると思うので、その場合は、このような解釈でいけると思う。
- ・最初に述べた項目については、どうもすっきりこない。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・「分権時代」という言葉がいきなり出てきたので、それをうまく整理したいと思う。

(3班：小田委員)

- ・今指摘があったように「私たちは、このような新たな時代」というのが、上の「少子高齢化」と「地方分権時代」の両方にかかってしまうのは、やはり文章として適切でないと思う。
- ・だから、上の2段落目の2行はこれでよいと思う。さっき言われた少子化、高齢化という表現に直すだけでよいのではないか。
- ・ただし問題は、3段落目はである。「少子高齢化」がなんで「飛躍する機会」なのかといわれると説明ができない。

(事務局：笹川法務室長)

- ・そういった意味では別に言葉を足さなくても悪くはないと思う。趣旨ははっきりわかると思う。

(石黒主任)

- ・「このような新たな時代」というのではなくて、「地方分権時代」に戻すということではよいのか。

(増田委員)

- ・その方が後ろの文章がはっきりする。
- ・それから「新しい上越市」という書き方をしているが、以前は合併が云々と書いてあったものを、合併は済んだことであり、書くのはやめようということになり、新しい上越市にしたという経緯がある。
- ・逆に「新しい上越市の出発」と書いた場合、10年経った時に、平成17年1月1日に何があって新しい上越市になったのかということが、果たして分るのだろうかと考えた。
- ・こういうことを考えた時に、合併のことを書いてもよいのではないかという感じがした。私としては分っているから、いらぬという判断だったが、前文は中学生が読んでも分るという観点からすると必要なのではないか。

(3班：小田委員)

- ・今の話は、そのとおりだと思う。実は、前書きにそういうところを書かないと皆さんに分ってもらえないと考え、その部分を書き込んだ。なぜ、自治基本条例をつくるの

かということも書き込んだが、この前書きは当然、条例案には出てこないわけであり、どこかに入っていないと年数と共に忘れ去られてしまうかもしれない。

(1班：増田委員)

- ・ 合併のことが頭がない人たちは、何を指しているのかという疑問を持つかもしれない。それならば、14市町村が集まって合併をしたと書いた方がよいのではないか。

(3班：小田委員)

- ・ 確か、市議会と意見交換会がきっかけで修正したはずである。

(1班：増田委員)

- ・ 合併は既成事実であり、改めて書く必要はないという意見をもらい、一応、私たちも納得したが、改めて読んでみると不足するように感じる。

(2班：田村委員)

- ・ ここで、あまり細かいことは言わないで、5年後の見直しの際にやればよいのではないか。もし、合併という言葉が足らなければ、入れればよい。
- ・ 今はこれで進んでいってよいと思う。「新しい上越市を出発させました」ということで、合併があったということは、書く必要がないように思われる。

(1班：増田委員)

- ・ 基本的に前文や目的を見直しの対象にするのはよくないのではないか。

(3班：小田委員)

- ・ これも事務局の再検討事項ということでよいのではないか。

(3班：今井委員)

- ・ ここは条例の顔になる部分だから、キチッと論議することは大切だと思う。

(2班：田村委員)

- ・ 最初は長く細かく説明していたのだが、議会と調整したときに長すぎるからといって削り、分りやすくということで修正してきたら、だんだんしりきれとんぼのようになり、分りやすいような、分りにいようになってしまった。どうしてもということならば、細かいことについては、5年後の見直しにかけて欲しい。

(事務局：石黒主任)

- ・ あと、「新しい上越市のまちづくりにおいて」という辺は、だいぶ修正したのだが、この辺の表現はいかがか。
- ・ ここからは、だいぶニュアンスをつなげながら、修正したつもりである。

(3班：小田委員)

- ・ 大変よくできていると思う。内容的には、我々がこの間言っていたことであり、多様なという言葉も入っており、「人と人、地域と地域」というのは非常に具体的で大変分りやすいと思う。

(1班：増田委員)

- ・ 「そして」はいらぬような気がするので、直接、「そのためには」でよいと思う。

(事務局：石黒主任)

- ・ 最後のところはいかがか。「権利と責務」について条例本文で謳っているのだから、これを入れてみたということ、「決意」という言葉や「最高規範」という言葉もここで入れてみたがどうか。



- ・ 「基本的なルール」というのは、最後の締めくくりの言葉であり、もう一つ重みのある言葉ということで考え、こういうふうに修正してみた。

(2班：君波委員)

- ・ いただいていた他の自治体の提言書をもても、やはり「最高規範」ということをはっきり書き込んでいるものもあり、そういう意味でもよいと思う。

(事務局：石黒主任)

- ・ それでは、議論が尽きないようであり、今週金曜日の次回の代表者会という機会もあるので、本日、ご指摘のあった点は、事務局で再整理するというところでよろしいか。

(3班：小田委員)

- ・ そういった意味では1段落目だけが問題なのである。言葉が少しおかしくなってきた。
- ・ 2段落目はたったひとつ「少子化」の「化」を入れるだけであり、それ以上の検討は必要ない。
- ・ 3段落目は「このような新たな時代」というところだけを変えてもらえばいいと思う。ここは少し時代をはっきりさせたほうがよいと思う。
- ・ 4段落目はこれでよい。
- ・ 5段落目は今みなさん「そして」はいらぬということだけであり、だとしたらそれでよいのではないか。
- ・ 以上から、1段落目だけを再検討すればよいということになる。そうしなければ大変である。

(2班：田村委員)

- ・ なかなかよいと思う。私もその最高規範というのは大好きだし、ルールというカタカナを消すだけでも立派なものだと思う。前文には、横文字とかカタカナというのはなくしてほしいという気持ちで考えていたので、ルールという文字が消えるだけでも正しいと思う。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ それでは、前文については1段落目だけ、こちらでまた少し検討させていただき、この言葉を生かしてまた流れを整理するというところでよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解。

(事務局：石黒主任)

- ・ 次に目的の方はいかがか。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 解説に書かせていただいたとおり、ポイントは自治の基本的なルールとしくみを規定するという、そうすることによって地方自治の一層の推進がはかられ、最終的には自主自立のまちづくりを実現するという三つの要素を2行の中に書き込んでいるということである。

(代表者会全員)

- ・ たたき台の整理でよい

## 「7 - 2 協働参画 / 市民参画、6 - 1 市政運営 / 基本原則」

### 説明

(事務局：青山主任)

- ・ 「7-2 市民参画」について、確認させていただきたい。資料2の65、66ページをご覧ください。
- ・ こちらについては、また資料2と当日配布資料の両方をご覧くださいのだが、この項目の問題点として、第15回の代表者会でお示した二つのたたき台が、機会と制度について表したものであり、あまり明確な違いがないため、一つにまとめたらよいのではないかというのが一つある。
- ・ もう一つ大きな問題は、市民公募についてである。
- ・ 具体的には、「この条例を策定するために市民公募による市民会議の活動があったのだから、市民公募の位置付けを明確にした方がよいのではないか」ということについてのご意見を受け、整理させていただいた。
- ・ 最初に市民参画の部分については、代表者会のご意見のとおり、たたき台をひとつにまとめさせていただいた。
- ・ 最終的な文言の整理も含めたたたき台は、当日配布資料の3ページのとおりである。
- ・ たたき台のとおり、制度の整備を行うと共に、周知を徹底することにより、市民参画に対する市民の皆さんの意識を高めていくということで整理をさせていただいた。
- ・ 改めて市民公募という項目を追加するか、市民参画の中に入れるかという点については本日ご検討いただかなければならないが、市民公募を抜き出して資料2の67、68ページに皆さんのご意見をまとめさせていただいた。
- ・ ここでは、市民公募が市民参画を推進していく上で非常に役立っており、市民公募についてもきちんと条文の中に入れるべきであるというご意見を受け、たたき台をつくらせていただいた。
- ・ たたき台を最終的に精査した形が当日配布資料の3ページの市民参画の中の二つ目と三つ目の項目である。
- ・ 二つ目の項目は、重要な計画や自治基本条例のような理念等を定める重要な条例を策定する審議会等に、市民公募委員を原則含めるようにするという整理をした。ここでいう審議会等には、当然市民会議等も含まれる。
- ・ ここで原則としたのは、どうしても専門性や技術的な面で、市民公募がなじまない審議会等も当然あり、すべてというのはやはり無理だということで、こういった表現をとらせていただいた。
- ・ 委員の選任については、手続の透明性について盛り込んだ。これは、同じ委員が何回も任命されているとか、あまり手続の透明性が確保されていないのではないかとといったご意見を受けたものである。
- ・ ただし、公正という部分については、たとえば男女比等に配慮するなど、必ずしも委員の選出方法をすべてにおいて公平にすることができない場合もあるので、どのように選任したのかということ、説明できるようにするという点で、透明性という表現にさせていただいた。
- ・ 続いて、今まで保留していた市政運営の基本原則の方に移らせていただく。

- ・ **資料2**の33ページをご覧いただきたい。こちらについては、自治基本条例全体の整理をしていく中で、関連する項目が多数あるということで、最終段階で整理させていただくということで、今日までお示しをできない状況にあった。
- ・ まず、最終的な整理の仕方を説明させていただくが、これまで「6-7 自治体経営」という項目があったが、市政を行っていく上での基本原則とかなりの部分が重なってしまうということで、「6-1 基本原則」に整理させていただき、最終的には項目としては外させていただいた。
- ・ それで、たたき台の二つ目の項目のところには、自治体経営のたたき台をそのまま入れ込ませていただいた。
- ・ また、これまでの市政運営の議論の中で、透明性、公正、そして公僕精神という点が挙げられ、市政運営に携わる人については等しく公僕精神を持って欲しいというご意見が多かったと思う。
- ・ そこで公正でかつ公平性のある市政運営という一つ目のたたき台をつくらせていただいた。たたき台は**当日配布資料**の2ページのとおりである。
- ・ この条例の基本理念、原則に則った市政運営であれば、明らかにおかしな状態にはならないと思うが、皆さんのご意見を受けて、公正と透明性という言葉を明記し、公僕精神の象徴的な言葉である「公共の福祉の増進」という目的を果たすということで締めくくらせていただいた。
- ・ それともう一つ、市政運営を行っていく中で、横の連携が必要であるというご指摘もあったことから、この考え方をたたき台の二つ目の項目の中に盛り込ませていただいた。
- ・ 今まで議論があまり煮つまっていなかった部分として、この3項目についてご意見等をお願いしたい。

#### 意見交換

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 今の説明の部分については、項目としてはあったが、新しく追加させていただいた部分であり、「6-1 基本原則」については、自治体経営の部分を前にもってきて、市政運営の基本的な原則として、提示するというところで、最終的には整理させていただいた。
- ・ 市民参画の部分については、市民公募についての皆さんの強い関心があったので、それを新たな項目として起こさせていただいた。
- ・ まだ、目新しい項目であり、皆さんのご意見を伺いたい。

(2班：田村委員)

- ・ 立派な文章だと思う。

(1班：増田委員)

- ・ 今の基本原則のところだが、「市長等は、基本理念及び基本原則にのっとりた公正で透明性の高い」ということで、基本原則の中に基本原則と書いてある。
- ・ 混乱が生じるといけないので、この基本理念と基本原則は自治の基本原則だと思うが、そこがもっとよく分るような表現にした方がよいのではないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 全体を通してみると、最初のところで略称が入っているので、基本原則と書いていても、前との関係から分るようになってきているが、確かに項目別に取り出してしまうと、少し見づらくなってしまう。

(1班：増田委員)

- ・ 分るようになっていけばよいと思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 条例の全文がまとまったものでみると、もう少し分りやすいと思うが、現状では、個別の項目ごとにたたき台を整理している状態である。

(3班：小田委員)

- ・ この基本原則は、要するに自治の基本原則なので、大変失礼な言い方だが、基本理念は何にも頭に付かなくて、基本原則は自治の基本原則なわけである。
- ・ 表現が良し悪しの問題ではなく、提言書の方では、項目別に見ても分るようにしてはどうか。
- ・ 要するに、総則の方の基本原則なのか、この市政運営の上の基本原則なのか、分らなくなってしまうということが、今の指摘だと思う。
- ・ 中項目の名称を本当は決めないと書けないのだろうが、このたたき台の基本理念、基本原則とは、総則の中の基本理念であり、それから自治の基本原則ということの意味しているということを確認にしていればよいと思う。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 最後に条文として整理する時とは別にして、個別のたたき台のイメージであげていく場合は、それが分るようにした方がよいのではないかという意見か。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 実際に全体会で示すときは、一連の一つの条文としてあったものと、両方出してあげれば、もう少し見えやすいような気がする。項目ごとに抜きだしたものだけでは、全体の姿が見えづらい。

(5班：岸本委員)

- ・ 一応、整理した時に、どうしてもそここのところ読み取れない、見えないと言ったときに、また、全体像を示せばよいと思う。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ その作業はこちらの方で引き取らせていただく。

(3班：小田委員)

- ・ こちらのこの形が示されれば、皆さん分かるので、現時点では、「自治の基本原則」といった形の言葉をそのまま入れていただければ、誤解は起こらないと思う。

(1班：増田委員)

- ・ もう一つ、皆さんに確認をしておいていただきたいのは、公募のところで、専門性の高いものは公募を含まないといっているが、市民の中に専門性のある人はいないのかという話についてもキチンと答えられるようにしておかなければならない。
- ・ 上越市民で例えば税理士さんもいれば、技術職もいれば、色々な専門家の方もおり、専門家の方が一人もいないということはないわけである。その部分をなんと行って答

えるかということである。

- ・ 頭から、市民の中に専門家はいないというような思い込みがもしここにあるとすれば、それは間違いだと思うので、そのところを説明ができるようにしておく必要があると思う。

(3班：小田委員)

- ・ 大変難しい話だが、国が裁判員制度を導入してきているわけであり、最もプロの世界の裁判官のところから市民を参加させる、それも無作為で、という時代なので、そういう主旨からいくと本当はそぐわない表現なのではないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ もし、疑問が残るならば、解説のところから極めて専門性が高いという審議会等の例を入れれば、理解されやすくなる。例えば原発の立地をやるといったときに、原発の内部の構造の話などは、専門性が高いといってもやむを得ないと思う。

(1班：増田委員)

- ・ 逆にその専門性が高い部分が、全く市民の目線から離れたところで専門性だけで検討されてよいのかという疑問もある。市民による単純な疑問、あるいは感覚というものを大切にするといい余地もどこかに残しておかなければならないのではないか。
- ・ 専門性が足りないから、一般の人ではどうせ分からないからということで、密接に市民生活に関わることが決められてしまっただけとはいけないと思う。その辺のところをどのように説明していくかということになると思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ こういうのはしょうがないという例があれば、一番わかりやすいと思う。

(1班：増田委員)

- ・ 例えば公定資産評価委員などというのは、不動産鑑定士の人がいれば分るわけであり、その鑑定士である市民から入ってもらえばよいわけで、理由にはならない。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ いかにも、市民公募が原則といっても、専門性が極めて高く、こういうのは仕方ないというのが例示されれば、よいわけである。

(3班：小田委員)

- ・ これは、資料2の69ページの話だとも思うが、このページの下から5行目のところをもう少し丁寧に解説すれば、よいのではないかと思う。我々には分らないが、本当に専門性が高い分野であれば、とやかくいうことではないと思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ なんとなくニュアンスとしてはわかるが、増田さんが言われたような取り方もあるわけだから、こういうのは仕方ないなという例があればよいと思う。

(2班：増田委員)

- ・ 例えば、特別職報酬等審議会。あれは特別なものだと位置付けされ、市民が排除されてしまうことはあってはならないと私は思う。だからそういうことにブレーキがかかるような仕組みはよくないということである。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ そこは解説の方で、増田さんのような疑問を持つ方に対してお答えできるように、例

外として具体的にこういうものがあるということを挙げればよいと思う。

- ・ この項目では、市民公募を原則行うということと、手続については、透明性をキチンと担保するというところで整理をさせてもらってよいか。

(3班：小田委員)

- ・ 言葉の解釈だが、3段落目の「市長等は、前項の規定による委員等の選任に当たっては」というところの前項の規定とは、いわゆる公募し選任した委員のことを言っているのか。それとも審議会等の委員のことを言っているのか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ ここについては、「公募し、選任した委員等」にかかっているわけであり、前項の規定による委員とは、公募委員という意味である。

(3班：小田委員)

- ・ 審議会等の公募以外の委員等の選任手続についても、当然、透明性がなければならないと思う。
- ・ 先ほどの解釈からすれば、現行のたたき台では、他の委員等の選任手続については透明性が求められないということになってしまい、適切な表現ではないと思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 「前項の審議会等の委員等の選任に当たっては」と修正すればよいということか。そうすれば、すべての委員等の選任手続に透明性が担保される。

(3班：小田委員)

- ・ 具体的に言えば、「どうしてあの先生を選んだの」ということについて理由を明確にするということである。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ そうすると、たたき台の順番を逆にした方がよいか。「市長等は、市の重要な計画又は理念等を定める審議会の委員等の選任に当たっては、手続きの透明性を確保するよう努めなければならない」が先にきて、その下に今度、公募を含めるものとする。
- ・ まず、全体として、透明性を確保しなければいけないというのがあり、その下の条文中で公募を含めなければならないということで、上と下を入れ替えればよい。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 現状では、一応、市民参画の流れの中で、市民公募という位置付けにしているがどうか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ いずれにしても、この真ん中のたたき台は、今の3段落目に全体的にかかってしまい市民公募というのが飛び出ている。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 市民公募の部分の収まりが悪く、事務局としても、意見が分かれたが、収まる場所がないということで、ここに入れているというのが、正直なところである。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ この三つのたたき台を分割してよければ、審議会の委員等の部分は、どちらかというところと市政運営のところと収まりがよく、市民参画のところはこのままというのがよいと思う。

(3班：小田委員)

- ・ 確かにそのほうがすっきりすると思う。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ あえて一緒にしなくてもよいという考え方もあるが、その場合、市政運営のどこにいれるかというのにも検討しなければならない。並び方をみるとあまり適切といえる場所がないのではないか。

(3班：小田委員)

- ・ そうすると、やはり、この「審議会等」は非常に重要な項目であり、市政運営の中に項目があってもおかしくないと思う。その中で公募の話も一緒にしてもよいのではないか。そこではっきり審議会等の委員に公募を含めることが大切なのだということを書いていただければよいのではないか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ パブリックコメントの前に審議会等の項目をもってきた方が収まりがよい。通常の流れから言えば、審議会等の審議があって、それからパブリックコメントがあるわけである。

(3班：小田委員)

- ・ それでよいのではないか。別にすればすっきりする。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ それでは、市民参画のところは、「制度の整備及び周知を図り、市民参画に関する市民の意識を高めるよう努めなければならない」とすることでよいか。
- ・ 市民公募等の具体的な手法は、市政運営の方に分割されて入ってしまうが、色々な捉え方で、色々なところに分けることが可能なのでよいか。
- ・ 例えば、パブリックコメントならば、市民に意見を公表するという部分もあるが、意見を集めるという部分もある。色々な制度自体が色々な側面をもっている。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ パブリックコメント自体も市民参画である。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ そのような理解で、決して参画のところに制度がないわけではなく、たまたま整理の関係でここに収まっているということではないか。

(代表者会全員)

- ・ 了解。

「2 - 2 総則 / 定義、2 - 3 総則 / 基本理念、2 - 4 総則 / 基本原則」

説明

(事務局：青山主任)

- ・ ここまでは、これまでと大きく変わった部分や、新しく起こした項目の審議をさせていただいた。
- ・ ここからは、以前に議論した項目で、その後たたき台の修正があった部分や、微修正させていただいた部分について、項目順に説明させていただく。
- ・ 当日配布資料の1枚目と資料2の9ページの「2 - 2 定義」から入らせていただく。

14 ページまでお進みいただきたい。

- ・ 定義の部分では、全体を通して議論するまで分りづらかった、「市」と「市民」の定義について確定したい。
- ・ 「市民」については、このまま整理させていただくことにし、例えば、市民投票のたたき台のように、必要に応じて 18 歳以上とか、上越市に居住するとかいった条件を付けさせていただくことにした。
- ・ 次に「市」については、当初は、普通地方公共団体としての上越市と定義したが、それを一旦、地方自治体に変えさせていただき、最終的には、基礎自治体という定義に整理させていただいた。
- ・ これは、普通地方公共団体だと自治の主体といったイメージをしづらいということで、最も身近な自治の主体といったような意味合いのある基礎自治体という言葉がよいと考えた結果である。
- ・ また、他の項目でも基礎自治体という言葉がいくつか出てくることになるので、この言葉に統一して定義させていただくことにした。
- ・ 続いて、基本理念の部分の説明に移らせていただく。基本理念については資料 2 の 17, 18 ページをご覧ください。
- ・ こちらも最終的な言葉の整理の問題だが、人権の尊重の部分で「障害」、「心身の状況」という2通りの表現方法が検討されていたが、これまでの議論や分りやすさの観点と、問題を直視するという観点から「障害という言葉避けたい」、「障害という言葉でも違和感がなく、変えるほうが差別だ」といった障害者やそのご家族の皆さんのご意見等も踏まえ、最終的には一番はっきりする形で、「障害の有無」という形で明確にお示しするような形をとらせていただいたらどうかと考えている。
- ・ 次の「2-4 基本原則」の部分についても、資料 2 の 20 ページ、21 ページのとおり、先ほどの基本理念の考え方を受けて、多様性尊重の原則の部分は「障害の有無」という言葉で整理させていただくということでいかがか。

## 意見交換

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 総則の部分の補足説明だが、「市」の定義については、事務局としては自治を行う団体ということ表現したいということで、法律的な用語ではあるが、少しくだけて、最終的には「基礎自治体としての上越市」という形で提案させていただいた。
- ・ それから「市民」については、住民と市民と分けたらどうかというご意見もあったが、それは各項目で市民の絞込みというか、範囲を明らかにすればよいのではないかと考えた。
- ・ 逆にここで「住民」といった定義をしても、そんなに影響は出てこないのではないかとということで、全体を整理した中で、事務局としては、このような結論に至った。そこで、「市民」は当初の提案どおりの整理とさせていただいた。
- ・ 基本理念と基本原則のところについては色々な考え方があるが、他の自治体の事例も調べていく中で、言葉として、「心身の状況」がよいという意見もあったが、事務局としては、市が有している計画等を踏まえ、それとの整合性に配慮し、「障害の有無」



という言葉にさせていただいたらどうかと考えている。

- ・ これについては、いくつかあるので、確認しながら進めさせていただきたいと思う。

(1班：平野委員)

- ・ 「障害の有無」という言葉を検証してもらい、実際に障害者等の声も聴いていただいた上での表現であれば、これでよいと思う。

(1班：増田委員)

- ・ 18 ページの解説の中で、「条文中の例示は『出身、心身の状況、性別、年齢、』』となっている。あと、同じ 18 ページのところ、(6)で、「基礎自治体としての権限の拡充に取り組むと共に」となっているが、これはどういうことか。

(事務局：青山主任)

- ・ そこは説明が漏れてしまい申し訳ない。
- ・ そちらについては、もう少し先の項目に関係するが、基本理念の「(6) 地方分権の推進及び自主自立の市政運営」の元々のたたき台が「国及び新潟県と対等な立場で連携し、自主的かつ自立的に市政運営を行うこと」となっており、以前、「10 - 1 国及び新潟県等との関係」の項目とほぼ同じような中身になっているとのご指摘を受けた。
- ・ その際、10 - 1 は項目としては必要であり、基本理念の(6)の内容をもう少し整理しなければいけないといったご意見があった。
- ・ これを受けて検討したところ、「地方分権の推進」とは、国や県と連携するというよりも、基礎自治体として、一番身近な自治を行う団体として、権限の拡充に取り組むという意味なのではないかという整理をさせていただいた。
- ・ これを受けて、たたき台は、権限の拡充に取り組んだ上で、自主的かつ自立的な市政運営を行うというような整理にさせていただいた。

(1班：増田委員)

- ・ 了解した。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 全体を整理したら、内容が重なる部分があったということである。

(代表者会全員)

- ・ 了解。

「5 - 2 市長等 / 市長の責務、5 - 4 市長等 / 市長以外の執行機関の責務、

5 - 5 市長等 / 職員の責務」

説明

(事務局：青山主任)

- ・ 次は、5 - 2 の「市長の責務」ということで、資料 2 の 25、26 ページの方をお開きいただきたい。
- ・ たたき台の第 18 回代表者会提示の中の二つ目の項目だが、以前から、議会や他の執行機関と比べ、このたたき台の提示する内容が、責務として規定するには、具体的過ぎるのではないかという議論があった。
- ・ それともう一つ、たたき台の二つ目の項目にかかる部分は、市政運営の中でかなり詳細に規定されているので、市政運営の方に移して整理するというので、一応の結論

が得られていたと思うが、実際入れてみたところ収まりが悪かった。

- ・説明責任については「6-2 情報共有及び説明責任」という項目があるが、この市長の責務のたたき台に書いてあるのは、一般的な議会への決算の報告、あるいは、記者会見といったかなり大掴みなイメージになっており、一応、原則的な説明責任、報告といった位置付けでこのまま残し、詳しいことは「6-2 情報共有及び説明責任」に書き込むという整理とさせていただいた。
- ・続いて「5-4 市長以外の執行機関の責務」についてだが、資料 2の 28 ページのたたき台の修正案をご確認いただきたい。
- ・こちらについては、今ほども説明責任の話をしたが、市議会、市長と市長以外の執行機関の三者すべてに説明責任が必要なのではないかというご意見があり、これまでは「市長以外の執行機関」の責務の中には説明責任はなかったが、その部分について、新たにたたき台の二つ目の項目を追加させていただいた。
- ・ただし、こちらについては、今日ご意見をいただきたいのだが、市政運営の中での説明責任の定め方は、あくまで「市長等」の説明責任ということで定めさせていただいている。
- ・現状のままだと、同じようなことがダブって規定されている状況であるということ念頭に置いて、ご議論いただきたいと思う。
- ・次に資料 2の 31 ページの「5-5 職員の責務」についてだが、こちらについてはたたき台の一つ目の項目の点線の部分をご覧いただきたい。
- ・こちらは、「市政運営に携わる人たちは、公僕精神を忘れないでほしい」という皆さんの強いご意見があったことを受け、職員の部分については「全体の奉仕者として」という表現で、公僕精神を盛り込ませていただいた。
- ・その他の市長や市議会といった部分についても、公の職に就いている人は、当然公僕精神というのが必要であるが、これらについては、市民の信託という考え方があり、それに背かないように職務にあたるという規定の仕方をしている。
- ・したがって、市長と市議会は、「市民の信託」、こちらの職員については「全体の奉仕者」という言葉で公僕精神について表現させていただいた。
- ・併せて先ほど説明した市政運営の基本原則の中にも、公正、透明性や公共の福祉という考え方を盛り込んでおり、各主体に係る規定だけでなく、市政運営の基本原則の中にも、重ねて公僕精神の考え方を盛り込ませていただく形とさせていただいた。
- ・追加としてもう一点だが、市長以外の執行機関の責務の中で、修正後というのをご覧いただきたいのだが、「広く市民の意見を聴くとともに」という文言を追加させていただいた。

#### 意見交換

(事務局：池田自治推進室長)

- ・今の「広く市民の意見を聴くとともに」というところについては、市長のところにも同じ形で入れて、議会と市長と市長以外の執行機関の三者とも「広く市民の意見を聴くとともに」という文言を追加したらどうかということである。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 議会だけが代表者だから広く意見を聴くのではなく、市長も代表者なのだから、当然、広く意見を聴く責任があるというのが一つ。同様に執行機関も、何かやる場合は、広く意見を聴いて進めるべきで、教育委員会等もこれにあたるということである。
- ・ ここは、三者とも入れた方がバランスとしてはよいのではないかと考えるので、この文言を追加する方がよいと思う。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ **資料2**の25ページのたたき台の一つ目は「広く市民の意見を聴くとともに、自らの発言、決定及び行動に責任を持って市政運営に当たり」という形に修正し、二つ目は言葉の整理をさせていただいた。
- ・ 二つ目については、説明責任ということでみなさんの非常に強い意見があった部分だが、「6-2 情報共有及び説明責任」というのがあり、たたき台の二つ目の項目が説明責任について謳っている。
- ・ ここでは「市長等は、政策の立案、実施、評価及び見直しに至るまでの過程及び内容、目的及び目標の達成状況等を市民に分かりやすく説明しなければならない」としているが、「市長等」は市長だけでなく市長以外の執行機関も含んでいる。
- ・ その場合、5-4の二つ目の項目とダブってしまうのではないかとということについて、事務局としては、全体を整理する中で少し疑問を抱え、悩んでいる。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 市長以外の執行機関の部分の規定が、細かいのだ。細かいから情報共有のところと一緒にしてしまうのである。
- ・ 市長の場合は、市政の方針になっているので、市長以外の執行機関も「その権限に基づく事務にかかる基本的な方針について」などとすれば、市長のレベルと同等になる。
- ・ 教育委員会だって、教育方針があるわけで、そういった部分について説明しなければならない。その上で、細かい部分は、情報共有でということにすれば、形としては一緒になると思う。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 実務的なことをいうと、例えば、他の執行機関に関することも、最終的には市長が市政の運営という形で提案しているので、その辺でひっかかっているのだと思う。
- ・ 市長が年度当初に予算を提案するときは、そこに教育委員会等の予算も皆入っている。
- ・ 実務的な部分では、教育委員会が独自に予算提案するのではない。教育委員会とか、監査委員事務局とか、そういうのが別途、方針を示すその他という部分が悩ましいところである。

(2班：田村委員)

- ・ 「等は」と入れておけば、当たり障りがなくなると思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 予算の提案権は市長だけが有しているので、教育委員会等もあるが、市長が代表して話をしている。
- ・ 教育委員会に成り代わって説明をするのであれば、代理としてやっているというような考え方があってもおかしくない。「等は」としておかないと、教育委員会には説明責任がないというようなイメージになってしまう。

(3班：小田委員)

- ・ 議会で質問に対して答えるのは市長だけなのだから説明責任は当然あると思う。

(2班：田村委員)

- ・ 「等」という字を入れたと言われないと私たちは気が付かないので、それでいいと思う。
- ・ おっしゃることは分からないでもないが、あまり文字が多いと人は読まない。

(3班：小田委員)

- ・ 説明責任というのは、議会に対するものだけでなく、すべてにあると思うので、全体的な話はそれでよいのでないか。
- ・ 市民から問い合わせがあって答えるのも説明責任である。
- ・ 多分、イメージとして市民の皆さんが持つておられるのは、市長というのは選挙で選ばれるので、市民の方を向いているだろうけれども、他の執行機関というのは、あんまり市民の方を向いていないだろうということである。
- ・ 市民としては、だからこそちゃんと説明してほしいという思いの方にウェイトを置いてしまう。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ それでは、項目としては残すが、また、整理をさせていただくことでよいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解。

「6 - 5 市政運営 / パブリックコメント、6 - 6 市政運営 / 苦情処理等(オンブズパーソン含)、6 - 7 市政運営 / 自治体経営、6 - 10 市政運営 / 財政運営、6 - 16 市政運営 / 危機管理」

説明

(事務局：青山主任)

- ・ それでは、先に進ませていただき、次は6 - 5になる。資料2の35ページと当日配布資料の2ページをご確認いただきたい。
- ・ こちらはパブリックコメントの部分になるが、一番大きな修正点は三つ目の項目になる。
- ・ 「前2項の手続き等については、別に条例で定める」という規定を設け、パブリックコメントの条例化というみなさんのご意見を受けた形に整理させていただいた。
- ・ 続いて、資料2の38ページに移らせていただき「6-6 苦情処理等(オンブズパーソン)」だが、こちらは軽微な修正だが、一応確認させていただく。
- ・ 代表者会では「特定の地域のみにかかわる的要望もあるので、オンブズパーソンでなんでも処理すればよいのではないだろう」、「苦情処理も案件に応じて対応すべき」という意見があった。
- ・ ここでは「改善を要すると判断したもの」とし、苦情の中でもそれぞれのふさわしい解決方法を判断した上で対応するという一文をたたき台の一つ目の項目の中に追加させていただいた。
- ・ ちょうど該当部分があるので説明するが、これまで、「市長等」は市長と市長以外の

執行機関を合わせたものをいい、それと市議会の三つを合わせたものを「行政」と表記していた。

- ・しかし、自治基本条例では、この三者のそれぞれの権利、役割を規定しているので、それぞれ、誰がこの部分をキチンとやらないといけないのかということを示した方がよいのではないかとすることで、行政という言葉を使わないことにした。
- ・市議会及び市長等という表記の仕方に統一させていただいた。ここは誤植があった部分なので、申し訳ないが、修正をお願いしたい。
- ・続く「資料2」の43、44ページは先ほどご説明した自治体経営の項目だが、こちらは市政運営の基本原則の方に整理させていただくということで、削除させていただくことになる。
- ・続いて「資料2」の45ページからの「6-10 財政運営」について説明する。こちらについてはたたき台の修正はないが、特に議論になった「健全な財政運営」という部分について、健全とはどういうものなのかということ、解説に盛り込んだ。
- ・この中身でよいかご確認いただきたいので、解説の「健全な財政運営～過大な後年度負担を残すということもまた、不健全である」という部分をご覧ください。
- ・ここでは、明らかに健全であると言えない状態について記載させていただいた。このレベルを超えてしまうと、一般的に市民の皆さんにとって分かりづらくなり、行政の立場からどこをはっきり不健全ということで線を引いたらよいのかということ、明確にしにくいので、明らかに不健全であるという状態を解説の中で書かせていただくことにした。
- ・続いて「資料2」の51ページの「6-16 危機管理」の項目になるが、こちらの部分で特に議論になったのが、市民の皆さんが災害発生時に「自ら責任を持った行動をし、助け合わなければならないのではないか」という部分について新たに項目を起すか、この項目内に規定をするかして、盛り込んで欲しいという点である。
- ・それを踏まえ、「資料2」の52ページの1番下のようなたたき台とさせていただいた。この項目については若干文言が変わった部分もあるので、「当日配布資料」の2ページをご覧ください。
- ・当初のたたき台では、市長等を主体とした一つの項目にしていたが、三つの項目に分け、一つ目の項目は、事前準備、予防防災的な内容とした。
- ・前回の皆さんのご意見も、普段から安全に努めるようにという啓発や備えという点については、市が特に主導権を握っていかなければならないということであった。
- ・それから二つ目の項目には、市長等が災害等の発生時に何をやるかという点を盛り込んだ。市民の皆さんや関係機関と連携し、速やかに状況を把握すると共に、対策を講じるという部分を市長の責務的な位置づけとした。
- ・三つ目の項目には、市民の皆さんの役割として、災害等が発生した場合に、まず自分の身を責任を持って守り、その後は、災害等の発生時は、誰もが助け合いの主体であり、協働の主体であるということ、役割として認識していただき、相互に協力することを規定した。
- ・市民の皆さん相互、あるいは、市長等が市民の皆さんに協力求めた時は、協力をしていただき一緒に対応していかなければならないということ、盛り込ませていただい

た。

- ・ 以上、市政運営にかかる説明を終わるので、ご審議をお願いしたい。

#### 意見交換

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ パブリックコメントのところはこれでよろしいか。最終的なたたき台は、当日配布資料の2ページに書いてあるが、「第1項の手続き及び前項の規定による公表については、別に条例で定める」ということで、パブリックコメントも単独か、あるいは行政手続条例を改正するかというのを別にして、条例で定めるという考え方でよいか。
- ・ また、財政運営の項目で、公正ということで大いぶ議論があったが、それは市政運営の基本原則のところ、市政運営の全体の考え方として整理し、財政は財政に特化した考え方ということで整理させていただいた。
- ・ 危機管理については、市民の責務の部分にまで及び、悩ましいところではあったが、日ごろからの連帯意識等をしっかりと培っていくことが大事だということを謳っていかなければならない。
- ・ この部分は据わりが悪いが、安全安心ということをキチッと考えていくということは大事であり、なぜ大事なのかということを理解していただくために、ここに置くことで分かりやすさが出てくるのではないかとということで、あえてこの項目に整理させていただいたがよろしいか。

(1班：増田委員)

- ・ 資料2の49ページの評価の部分なのだが、たたき台の修正案の二つ目の項目の解説は、取り入れるよう努めなければならないという表現となっており、結果的に取り入れられなかったということが、出てくるのではないかと心配がある。
- ・ 第三者評価を出した時点で、個別評価をここで担保したことになるわけか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ それは、外部監査の部分の話ではないか。

(3班：小田委員)

- ・ 評価については、この表現でやむを得ないと思う。ここで「取り入れる」と書いたら、すべての行政評価について市民参加、第三者を採用しなければならないということになってしまう。
- ・ そこは市長の裁量の問題であり、極力行うという表現しか取りえないと思う。制度として規定したら、全部決めなければならない。ここではその精神でやっていただくということしか言えないと思う。

(1班：増田委員)

- ・ これはこれでよいのだが、解説のところに「行政評価の実施についても仕組みを検討していくことを明らかにするものである」と書いてある。

(3班：小田委員)

- ・ 仕組みというのは、行政評価をなんらかの要綱を作って、このようなものは行政評価しなければならないということであり、それ以上のことになると少し無理がある。

(1班：増田委員)

- ・ 仕組みを検討していくことを明らかにすることをここで読み取ればそれでよいと思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 他の条例の改正の時などでも検討したのだが、こういった点からこういう表現にしたということ解説で書いてある事例もある。
- ・ 他の場合も義務規定にすることについても考えたが、全部の面では、例えば財政的に不可能だという面から努力義務とした。
- ・ 努力義務という形をとったが、やらないことを許す趣旨ではないという部分をキチンと書いている解説もある。それも解説の中でそこまで書いて欲しいという皆さんの意見があれば、そういう面も含めて書くような形で検討したい。

(1班：増田委員)

- ・ 実は市民参加による行政評価は、他の条例ではあまりないのである。どっちかというのと、上越らしさがでてきているというか、1歩踏み込んだなという感じである。
- ・ だから、一定の部分についてはキチンとやるという、細かい事業一つひとつについてではなく、そのような精神が欲しいと思う。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ だから、あえてこういう部分も入れる形にし、こういう規定を入れたというのと、ただ、気持ち的には義務規定にしたかったが、諸般の事情もあり、義務規定にはしなかったが、やらないことを許すわけにはいかないということである。

(3班：小田委員)

- ・ 今、おっしゃったのは資料2の50ページの下から4行目そして3行目についてか。この2行に増田さんの言われたようなニュアンスが入るように直していただければいいのではないか。
- ・ 要するに、基本的には「努めなければならない」ということは、「やらなければならない」ということなのである。

(2班：田村委員)

- ・ 現実には、既にも実施しているのである。全面的にやっているわけではなく、必要性がある分野だけは実施している。

(1班：増田委員)

- ・ 市民評価はこれから取り組もうとしていることではないか。

(2班：田村委員)

- ・ そうであっても、現実にはやっているのである。決め事は文字に表したほうがよいというの、理解はできるがどうだろうか。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 評価そのものの在り方も試行錯誤の状況である。そういう意味では、そこに自分で仕組みを下ろしていくというのは、確かにあるべき姿なのだが、途中経過でやっていると、混乱を招くとい状況になりかねない。
- ・ それらを考慮すると、「しなければならない」というのを書いてしまうことで、逆に身動きが取れなくなるという部分も正直あると考える。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ だからそれを正直に解説に書けば、我々もそこはキチンと伝えられる。

(3班：小田委員)

- ・ この表現として、「しなければならない」というのを使うわけにいかないということであれば、それでもよいのではないか。

(1班：増田委員)

- ・ 市民会議の思いを整理したのが、ここにもあるが、その市民会議の思いは、市民の思いを代弁した形であるので、それをどこかで、市民の皆さんに見ていただける工夫をしたいと考えている。そう考えると、解説のところに入れるのが、一番当たりさわがないと考える。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 市民会議の思いを盛り込む方法としては、そのまま全部入れるわけにはいかないもので、それを抽出して意見を集約し、こういう意見や思いがあってこのようにつくったということが分かるようにして整理するように努めている。

(3班：小田委員)

- ・ 前も申し上げたが、市民会議の思いというのは、要するに相反するものを載せているのである。
- ・ 何がメジャーで、マイナーだという決定をしていないのである。このため、非常にあやふやな部分があり、全部書くことで、大きな矛盾が生じてしまう。
- ・ だから、本当にある意味では、解説の中に入れておくのが一番よいのではないかと思う。

(2班：田村委員)

- ・ それでよいのである。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 市政運営のところはこれでよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解。

「7 - 1 都市内分権 / 地域自治区、8 - 1 協働・参画 / 協働、8 - 3 協働・参画 / コミュニティ」

説明

(事務局：青山主任)

- ・ 次は資料2の55ページ、56ページの地域自治区の部分に入らせていただく。
- ・ こちらについては、条文、たたき台を直したものが、当日配布資料の2ページの右下にある。
- ・ たたき台を整理する際に、特に考慮した部分は、まず都市内分権がなぜ必要かという目的の面が不十分ではないかという指摘を受けて、そのあたりを盛り込むようにしたこと。
- ・ あとは地域自治区制度の部分について、例えば地域協議会が突然湧いて出てくるようなイメージだといったような制度的な部分がはっきり分からない部分があるという



ご指摘も考慮して、このような整理をさせていただいた。

- ・ たたき台の一つ目の項目は都市内分権の目的の部分だが、都市内分権という言葉が、明確に定義付けされていないので、事務局としても使い方に迷っている部分がある。今後、若干修正があるかもしれないが、一応たたき台のとおり整理した。
- ・ 最初の部分で、「主体的に捉え、自ら考え、その解決に向けた方針を決定する」というのは、地域のことを自分で考えて自分で決定するというので、これを行っていくための仕組みという、今、目の前にあるのは地域自治区制度である。
- ・ ただし、地域自治区ができればすべて都市内分権が行われたかということ、そうではなく、もう少し広い意味もあるのではないかとということで、その仕組みを整え、都市内分権を進めていくことを目的として整理した。
- ・ たたき台の二つ目の項目は、地域自治区を設置すること、三つ目はその地域自治区を設けた場合は地域協議会と事務所を置くということを規定した。
- ・ たたき台の四つ目の項目は地域協議会の委員の選任の部分であり、多様な市民の意見が反映するために、市民による投票を主体とする公募公選制を意識した規定とした。
- ・ そして最後の五つ目の項目は、これ以外の細かいことは別に条例等で定めるということとを明らかにした。
- ・ もう少し進めさせていただき、[資料2](#)の61ページをご覧ください。
- ・ 先ほど市民参画の部分についてはご審議いただいたが、協働・参画の項目に入る前に一点確認事項がある。
- ・ これまで、大項目の名称を協働・参画としていたが、この中に多文化共生、コミュニティといった部分を含んでおり、全体としては、参画といっても参画のみではなく、また、条文の最初の定義の中でも市民参画としていることから、この大項目の名称を協働・市民参画等という項目に変えてはどうかと考えている。
- ・ 最初に「8-1 協働」の部分については、[当日配布資料](#)の3ページをご確認いただきたい。
- ・ こちらについては、皆様のご意見として、役割分担を明確にするということ、協働というものに対して正しい認識のもと協働に取り組むこと、お互いを尊重して対等な立場で取り組むこと、その辺が挙げられていたと思う。
- ・ 一つ目のたたき台では、公共的課題の解決も原則としては協働で行っていくという大原則を掲げ、二つ目に正しい協働の定義と、事案ごとに異なってくる役割分担を事前に話し合うことで、相互理解と信頼関係の構築に努めなければならないと規定した。
- ・ ここでは協働の原則的な部分を推進させていくための必要な部分を規定させていただいた。
- ・ 続いて、[資料2](#)の71ページのコミュニティの部分に入らせていただきたい。
- ・ 前回のたたき台では、コミュニティの形成の支援というような要素や、地域コミュニティという表現では町内会とイメージが重なり狭くとらえられてしまうというご意見があった。
- ・ 皆さんのイメージでは、コミュニティというのは多層的なものだということであったので、それらを受けて、修正させていただいた。ただ、前回、ご意見の中で本当の意味でとらえてしまうと同窓会等もコミュニティに含まれてしまうということになる。

- ・ この条例は、自治基本条例なので、全く自治に関係ない部分まで含めてしまうのもどうかということで、精査させていただいたので、当日配布資料の3ページをご覧ください。
- ・ 前回提示のたたき台では、一つ目の項目を定義としてつくったが、二つ目と統合させていただき、今回のたたき台のような整理とさせていただいた。
- ・ 「参加を通じて、共助の精神」を育み、その後には「地域の課題の解決」ということで、自治につながる部分と規定させていただいた。
- ・ そして二つ目の項目には、市議会、市長等がコミュニティの自発的な形成と、自立的な活動を尊重しなければならないという内容を規定した。
- ・ 形成を尊重するというのは、いろいろな考え方でコミュニティというのは形成されると思うが、公序良俗に反するような問題がない限りは、尊重するという趣旨である。
- ・ 続いて、資料2の75ページに進んでいただきたい。次は人材育成の部分になるが、前回のたたき台では、人材育成の機会と場所についての規定であったが、場所という部分が少し引がかかるということと、人材育成は、地域を担っていく人材の育成を目的としており、その人材を育成するのは、地域と行政が協働で行っていかねばならないのではないかということが挙げられた。
- ・ また、人材育成は体系的に行っていくことが大事であるが、体系化するのは、市が主体とならなければならないということで、たたき台のとおり整理させていただいた。
- ・ イメージとしては、何か団体がある中で、例えば団体が自分たちで人を集めて会場を用意するので、市の方から講師を派遣して欲しいといったような形である。
- ・ ここで一旦、説明を終わらせていただく。

#### 意見交換

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 協働のところについては、事前に役割分担をした上で、協働で公共的な課題の解決にあたっていくことで、相互の信頼関係を構築していくということを規定させていただいたが、市議会や市長等が何をやるかというよりも、お互いに信頼を築いていくということを記載させていただいた。
- ・ コミュニティのところは非常に難しく、これは事務局としても相当に議論したのだが、人と人のつながりを定義するのはよいが、それで自主的な活動とは、何ができるのかということについて、表現を色々悩んだところである。
- ・ それで、色々な縦系横系という話もあったが、最終的には、地域で困っている人を、困っている課題を解決していこうと、そのような目的に行き着くのではないかと結論に至った。
- ・ 地域を基盤とするコミュニティではなくても、活動する舞台というのは地域であり、そういう意味において、地域の課題を解決するときは、こういう行動に努めるという形で整理をさせていただいた。
- ・ 人材育成については、市と市民の皆さんが協力し、人材育成のための機会を提供するというのと、市だけではなく、市民の皆さんもまちづくりの活動の中で体系的な育成に努めていくということで整理させていただいた。

(1班：増田委員)

- ・ 地域自治区のところで、私たちの中で、男女の委員の適正数などを、改善するという話があり、クォータ制の採用が可能であるという方向性が出た。
- ・ それを条文として盛り込むのは色々な難しさがあるのは理解できるが、その気持ちを解説の中に取り入れられないかという気持ちがある。
- ・ あえていうならば、「市民の多様な意見が適切に反映されるものとするを目的に、選任手続に準公選制を採用するものとする」という点だが、その目的を達成するためにも、女性参画の仕組みなり工夫なりというのは、当然あっていいと思う。その辺を解説の中でうまく書き込めないかと考えている。

(3班：小田委員)

- ・ 先だって、都市内分権の地域自治区の議論のときに、地域協議会の辺りに話題が集中してしまい、例えば、他の市などの場合に都市内分権の中に協働によるまちづくり推進とか、実行のところの部分が規定されている。
- ・ ところがこのたたき台の中には、実行の部分をどう表現するかは難しいが、全くないというのもよくないのではないか。
- ・ 要するに自分たちのことは自分たちで決め、誰がやるのかという、その部分が全くないというのはよくないのではないかとということである。

(事務局：池田室長)

- ・ それは常日頃、議論になっているので、よく理解できるが、都市内分権をどのように定義するかという課題があり、事務局としては、まず決めることをキチツとして市民の皆さんにお渡しするということが大事と考えている。
- ・ 決められないのに実行はできないだろうということで、まずは、決定について都市内分権に書き込んだことから、このような表現とさせていただいた。

(3班：小田委員)

- ・ 抽象的な要素も入れていただかないとどうしても、地域協議会の委員さえいればいいのかとなり、「地域協議会と町内会はどういう関係なのか」、「もう町内会はいらないのか」という議論になってしまうが、コミュニティがなければ地域が動かないわけである。
- ・ やはり、そういうところは市民の方に誤解を招くところがあるのではないかと思う。本来は、コミュニティとの連携がなされるべきなのである。
- ・ そういった時に出てくるのは、多層的なコミュニティとか、横のつながりのコミュニティとかいうものになってきて、地域の課題という話があったが、それこそ、例えば、文化的、スポーツ的な課題であれば、町内会ではできない世界なのである。
- ・ 実はそれはすごく重要な点であり、少し考えていただきたいと思う。

(事務局：高橋企画政策課長)

- ・ 今の自治区も協議会も、例えば、皆さん住民組織でやっているところがあるわけで、そういうところとの関連性などは、市としてはっきり線付けしているわけではないので、非常に難しい点なのである。
- ・ おっしゃることはよく分かり、それがないと本当の意味での都市内分権にはならないのも理解できる。

(3班：小田委員)

- ・ 私が、コミュニティの件で、コミュニティというのは町内会だけではないとしつこく言っているのはそのことなのである。そのような誤解があると、その地域が地域自治区から地域協議会になって、町内会になればよいということになってしまうのである。
- ・ それでは、実際に世の中は回っていないのである。だから、さっき言ったスポーツ団体もそうだが、文化団体なども、地域全体の中で活躍している。
- ・ 本当の豊かさというのはそういうところから豊かなことが大切なのである。ただ安全であればよいということではないと思う。
- ・ その意味では、他市の参考事例の中に非常に表現豊かなものがたくさん入っているので、何かに利用していただければよいと思う。

(2班：田村委員)

- ・ 都市内分権の考え方は、13区の住民にしてみれば、当たり前のことなのである。
- ・ 市が、これからやるのだとあって、こんな細かいものを創らなければならないのだが、13区の住民は、これを静観しているのである。

(3班：小田委員)

- ・ 今、田村さんが言われたのは、ここに書かれているような地域自治区の細かいことは、もう少し淡白に短く書いて欲しいということか。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 都市内分権という言葉は、前に一度説明したかもしれないが、地方分権とは自己決定、自己責任により行うことである。やはり実行だけをしてもらうという形になってしまうと、どうしても上下関係が出てしまうのではないかと考える。
- ・ そこで、まず決めることが大事だと考えており、実行の部分は、言葉としてどこまで書ききれるかと考えている。

(3班：小田委員)

- ・ 一番上の項目のところに、例えば、地域のことは、地域の住民が自ら考え実行する政策という趣旨で書き、そのようないまい表現を最初のところに入れれば最後までつながるので、最後の後ろの方の部分は、何か表現を変えていけば、具体的に何も書いてなくてもよいと思う。
- ・ 地域協議会は、議会ではないのだが、従来の役場があって、町村議会があるというイメージになっている。現実には行政がなくなってきているが、そうすると行政が変わるものがなければ都市内分権はできないわけである。
- ・ その部分というのは、今は協働の世界になってしまっているのである。基本的には行政が縮小している中で、住民がどうしても守っていきたいことは、協働の世界の話になっていくのである。
- ・ そのために地域振興費などがあるのである。だから、いわゆる今回の都市内分権においても色々な説明の中で、お金の問題が出てくるのは、お金がなければ何もできないと思われるからである。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ その辺も少し適切な言葉を入れてみて、意をくめるような感じで整理しなければならないと考える。

- ・ 非常に重い課題であるが、再度検討する。

(代表者会全員)

- ・ 了解。

「10 - 1 国、県及び他の地方自治体との関係 / 国及び新潟県等との関係、10 - 2 国、県及び他の地方自治体との関係 / 他の自治体等との連携、10 - 3 国、県及び他の地方自治体との関係 / 海外の自治体等との連携及び国際交流の推進、11 - 1 最高規範性 / 最高規範性」

説明

(事務局：青山主任)

- ・ 資料2の79ページと当日配布資料の3ページをご覧ください。
- ・ こちらについては、自治を上越市として進めていく中で、団体自治という部分も必要であると、その中で国、新潟県とは、対等・協力の関係である必要があることから、盛り込ませていただいた項目である。
- ・ 前回、先ほどの基本原則の部分と、この内容が重なっているということもあり、条文について検討したのだが、最終的には、市の定義を「基礎自治体としての上越市」とし、この部分でも市民に最も近い行政というような表現とさせていただいた。
- ・ そして政府間関係ということで、市を「地方政府」と言い、例えば国とも新潟県とも対等であるという立場を表現した方が分かりやすいと考え、このように整理した。
- ・ 「10 - 2 他の自治体等との関係」は、資料2の81から84ページまでだが、「10 - 1 国及び新潟県等との関係」を変更した場合、再整理が必要となるかもしれないが、先ほどの整理の結果、10-1が元のとおり残ったということで、こちらについては大きな変更はなく、若干の文言整理のみを行った。
- ・ 例えば10 - 2では、他の自治体のあとに「等」をつけさせていただいた。「等」というのは、例えば消防というの、上越市と妙高市の一部事務組合というところがやっているが、自治体という場合に、広域連合等が入らないため、このような整理とさせていただいた。
- ・ 「10-3 海外の自治体等との関係」については、前回からの修正はない。
- ・ 最後になるが、資料2の85ページをご覧ください。
- ・ 「11-1 最高規範性」については、最終的な整理がされていなかったのも、当日配布資料の4ページのとおりとした。
- ・ この条例は「市における自治についての最高規範」であるということで、実質的な意味では最高規範性を内包しているが、形式的な意味での最高規範性を重ねて表現するため、このように規定した。
- ・ また、前回提示したたたき台には、このことは盛り込んでなかったが、市民、市議会及び市長等の三者は、この条例を遵守しなければならないという規定も入れさせていただいた。
- ・ もう一点は、他の条例との関係で最高規範だということを謳う形とし、「他の条例、規則等の制定、改正及び廃止並びに法令等の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない」ということをはっきりと

書かせていただき、形式的な部分でも最高規範だということを明らかにした。

#### 意見交換

(1班：増田委員)

- ・ 「この条例との整合を図らないといけない」とあるが、こういうふうにした場合、既にある条例は、どうなるのか。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ それについては改正手続が必要となるのではないかと。ただし、実務的なこととすると、市議会にかけて議決を得ることになるが、その時に全部の条例改正を併せて行うのは困難なので、多少お時間をいただき、例えば1、2年の期間をかけて、整合をとらせていただくことになると思う。
- ・ 逆に計画的にこの条例を議会提案しないというのもおかしなことではないか。

(代表者会全員)

- ・ それならば、たたき台の整理でよい。

(2班：田村委員)

- ・ 最後に一点確認だが、資料2の80ページの、一番上のたたき台の中の政府間関係と、当日配布資料の3ページの政府間関係の「政府」を消してあるのは、「政府」を消した修正後の方をとればよいのか。

(事務局：青山主任)

- ・ 修正後の方でよい。
- ・ 条文中に地方政府という言葉を入れたので、あえて項目名に用いることはないということで修正させていただいた。独立的な心を持っていることを地方政府という言葉に込めさせていただいた。

## (2) その他

「自治基本条例の名称と提言書（未定稿）の構成について」

#### 説明

(池田自治推進室長)

- ・ 以上で、一通りの議論が終了した。それで、未定稿でお配りした提言書（素案）については、本日の議論も踏まえて解説も含め、できる範囲で直させていただく。
- ・ 全体会では提言書（素案）は、修正点を反映した形で当日お配りさせていただく。
- ・ 最後にご意見をいただきたいのだが、自治基本条例という名称を、代表者会としてどのように考えているか。何かお考えがあれば、全体会にそれを提案するかどうか検討しなければならない。
- ・ あわせて提言書のタイトルなども含めて、作り方がこれでよろしいかということをもう1回、皆さんに確認したい。これについては、見たままの感想で結構なので、ご意見があれば伺いたいと思う。
- ・ 一応の構成としては、小田さんにご執筆いただいた前書きがあり、目次があり、それぞれの項目、たたき台、議論してきた項目、解説があり、最後に市民会議のこれまで

の活動状況を整理してある。

- ・ 活動状況については、名簿、要綱、体制、検討経過を記載した。検討経過については、もう少し細かく書いて欲しいというご意見もあるだろうが、あまり長くなってしまうとよくないので、開催日時等のレベルに留めさせていただいたが、こういう感じでよろしいか。
- ・ 解説の中に、どれだけ議論の経過を織り込むかを考えさせていただきたいと思うが、そのような対応でよいか。

#### 意見交換

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 最初に名称はどうか。

(代表者会全員)

- ・ 名称は、自治基本条例のままがよいと思う。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 仮称という形で上がっているので、そうすると市長あるいは、議会の方に最終的な名称の決定は委ねるとい形になるが、それでよろしいか。
- ・ 現時点では、上越市自治基本条例という形でよいということか。

(2班：田村委員)

- ・ 自治憲法などとするのは、賛成しかねる。

(3班：今井委員)

- ・ 「憲法」などといったは、市民がなじみにくく、誰にも読まれなくなってしまう。

(2班：田村委員)

- ・ 事務局として、何かよい名称の案があるのであれば、我々で議論したいと思う。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 市民会議としての案なので、皆さんの案をお聴きしたい。

(代表者会全員)

- ・ 名称は、上越市自治基本条例ということでよい。

(3班：小田委員)

- ・ 私、今回の前書きを書く関係で、他市の提言書の例をいただいたわけだが、コピーするのは、大変だと思うが他市がどういう名称、構成で作成しているのかというのは、非常に参考になると思う。
- ・ 提言書の作り方としては、二つのパターンがある。完全に条例化しているところと、今回の提言書のような項目ごとに条文を掲載しているものとの二通りがある。
- ・ だから、第何条なになにと書いてある場合と、我々のように具体的に第何条とは書いていないものがあるが、条文形式にした時の欠点というのは、さっき言った解説の部分が全部別になってしまうことだと考える。

(事務局：笹川法務室長)

- ・ 条文形式のものと逐条解説を併せて作成するというのもよくある例である。
- ・ ただし、あまりキチンと条文形式で固めてしまうと、提案後の行政側の対応が難しくなってしまうという問題もある。

(事務局：池田自治推進室長)

- ・ 市議会への提案までに、最後の確認のチャンスがあるので、その前に気づいた点があれば、ご遠慮なく言っていただき、それを受けて極めて限られた時間ではあるが、修正して全体会に出したいと思う。
- ・ あと、ご了解いただきたいのが、議会の方から、今までの経緯経過を含め、なるべく市民会議の意向を尊重した形で受け入れるためにも、今の段階の提言書(素案)を見せて欲しいという要望がある。
- ・ 8月27日に、市議会の自治基本問題調査特別委員会が、開催されることになったため、28日の全体会にかけるものと同じものを、前日に配布させていただきたいと考えている。
- ・ 全く同じものを配布し、一方は代表者会の案として市民会議の全体会でご議論いただき、一方は代表者会の案として市議会でご確認いただくと、それを受け、28日と9月11日に全体会を開催し、また市議会の意見も出てくるので、日程はまだ決めていないが、これについて、ご議論いただくために、もう1、2回、皆さんにお声がけする流れになると思う。
- ・ そして最後に、それをもって正式な案とし、市長に提言する。それを受けて市長は、条例案を市議会に提案するというような形で進めたいと考えている。
- ・ そういう流れの中で27日は全体会の前日だが、市議会に配布することにしてよろしいか。

(代表者会全員)

- ・ 了解。

次回開催予定

日時：平成19年8月24日(金)午後6時30分～8時30分

会場：上越市役所 第1庁舎4階 401会議室

8 問合せ先

企画・地域振興部 企画政策課 自治推進室 TEL：025-526-5111(内線1584、1449)

FAX：025-526-8363

E-mail：[jjichi@city.joetsu.lg.jp](mailto:jjichi@city.joetsu.lg.jp)

9 その他

別添の会議資料もあわせてご覧ください。